

議案第86号

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「昭和56年5月31日」を「平成12年5月31日」に改め、「存する」の次に「平家建て若しくは2階建ての」を加え、同条第4項第2号中「都民税並びに市町村民税」を「市町村民税並びに都民税」に改める。

第6条第3号イ中「福祉住宅改修助成事業又は民間木造賃貸住宅改修支援事業に係る住宅改修」を「住宅改修助成事業」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第4条第4項第2号及び第6条第3号イの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に助成対象確認の申請があった同項に規定する耐震改修等について適用し、同日前に助成対象確認の申請があった同項に規定する耐震改修等については、なお従前の例による。

（提案理由）

木造住宅の耐震化の一層の促進を図るため、耐震性が不足していることが確認された一部の新耐震基準の木造住宅について、新たに耐震改修工事、除却及び耐震装置設置を助成対象とするほか、所要の規定整備をする必要がある。